

平成30年度 下関市地域公共交通会議（第5回）

日 時 平成31年1月10日（木）14：00～
場 所 下関市唐戸町4-1 カラトピア5階ホール

次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議 事
 - （1）平成30年度
地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
 - （2）下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の
進捗管理について
- 4 閉 会

平成30年度 第5回下関市地域公共交通会議 配席図

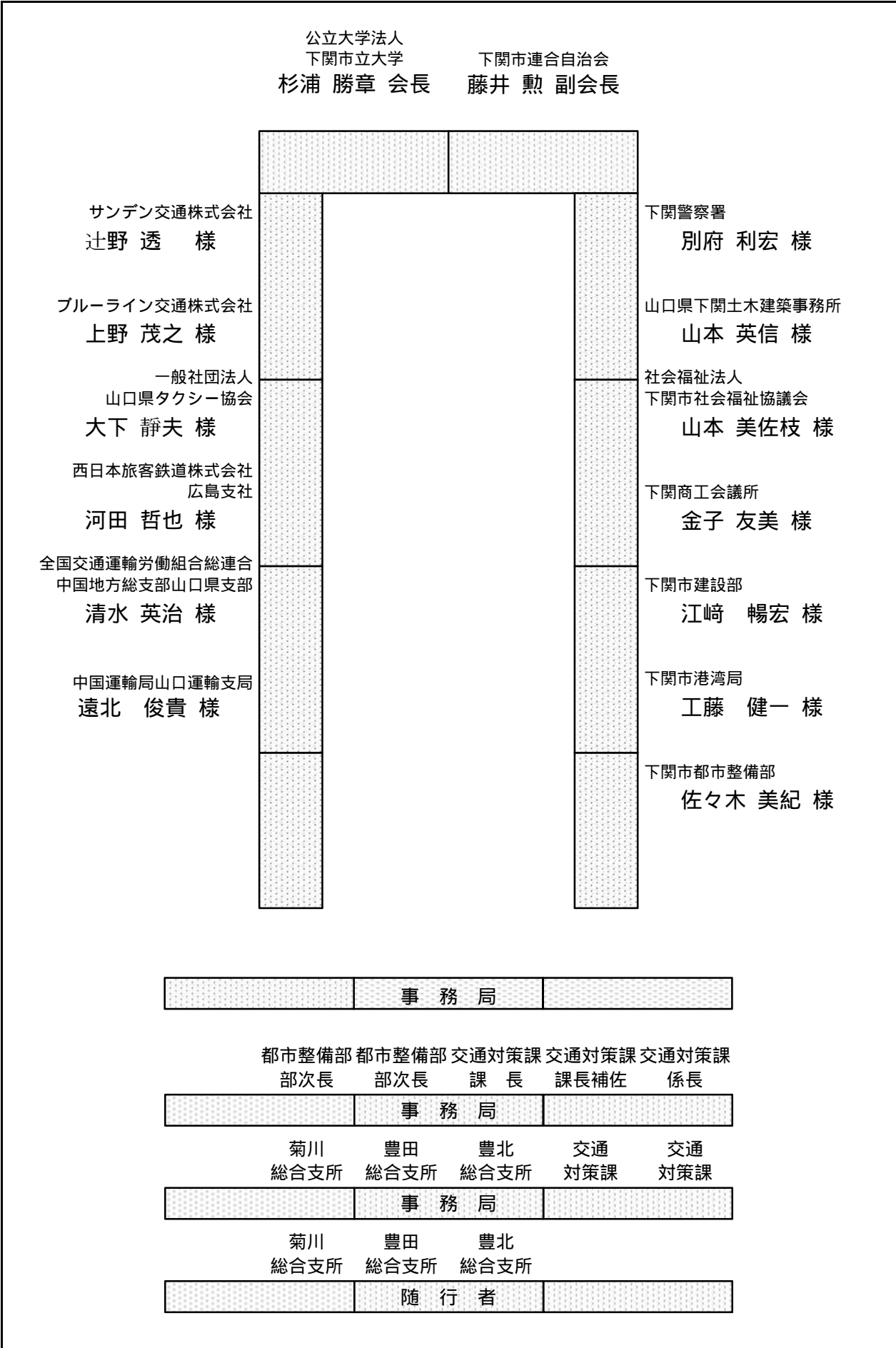
資料

日時：平成31年1月10日（木）14時00分～

会場：下関市唐戸町4-1 カラトピア5階ホール

公立大学法人
下関市立大学
杉浦 勝章 会長

下関市連合自治会
藤井 勲 副会長



下関市地域公共交通会議委員名簿

資料

	所属団体名	役職	氏名
1	下関市連合自治会	会長	ふじ い いさお 藤 井 勲
2	サンデン交通株式会社	取締役 自動車部長	つじ の とおる 辻 野 透
3	ブルーライン交通株式会社	代表取締役 社長	うえ の しげ ゆき 上 野 茂 之
4	一般社団法人 山口県タクシー協会	理事	おお した しず お 大 下 静 夫
5	西日本旅客鉄道株式会社 広島支社 下関地域鉄道部	部長	かわ た てつ や 河 田 哲 也
6	全国交通運輸労働組合総連合 中国地方総支部山口県支部	執行委員長	し みず えい し 清 水 英 治
7	国土交通省中国地方整備局 山口河川国道事務所	交通対策課長	おお した たか し 大 下 孝 志
8	中国運輸局山口運輸支局	首席運輸企画 専門官	えん きた とし たか 遠 北 俊 貴
9	下関警察署	交通官兼 交通総務課長	べっ ぶ とし ひろ 別 府 利 宏
10	山口県下関土木建築事務所	所長	やま もと ひで のぶ 山 本 英 信
11	社会福祉法人下関市社会福祉協議会	在宅福祉課長	やま もと み さ え 山 本 美 佐 枝
12	公立大学法人下関市立大学	准教授	すぎ うら かつ あき 杉 浦 勝 章
13	下関商工会議所	振興部 産業振興課長	かね こ とも み 金 子 友 美
14	下関市建設部	部長	え ぎき のぶ ひろ 江 崎 暢 宏
15	下関市港湾局	局長	く どう けん いち 工 藤 健 一
16	下関市都市整備部	部長	さ さ き み き 佐 々 木 美 紀

下関市地域公共交通会議設置要綱 新旧対照表

旧	新
<p>(目的)</p> <p>第1条 市長は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項及び生活交通の確保維持改善に係る協議を行うため、下関市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 市長は、次に掲げる事項の協議を行うため、下関市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。</p> <p>(1)道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項及び生活交通の確保維持改善に係る事項</p> <p>(2)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき、地域公共交通網形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項及び都市・地域総合交通戦略の計画の実施に係る連絡調整に関する事項</p>
<p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1)地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項</p> <p>(2)市が運営する有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</p> <p>(3)地域公共交通確保維持改善事業に関する事項</p> <p>(4)交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項</p>	<p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1)地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項</p> <p>(2)市が運営する有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</p> <p>(3)地域公共交通確保維持改善事業に関する事項</p> <p>(4)地域公共交通網形成計画(都市・地域総合交通戦略)の事業の実施に関する事項並びに事業の進捗管理の協議に関する事項</p> <p>(5)地域公共交通網形成計画(都市・地域総合交通戦略)の変更の協議に関する事項</p> <p>(6)交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項</p>

下関市地域公共交通会議設置要綱

平成19年5月25日制定

(目的)

第1条 市長は、次に掲げる事項の協議を行うため、下関市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項及び生活交通の確保維持改善に係る事項

(2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域公共交通網形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項及び都市・地域総合交通戦略の計画の実施に係る連絡調整に関する事項

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項

(2) 市が運営する有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

(3) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事項

(4) 地域公共交通網形成計画（都市・地域総合交通戦略）の事業の実施に関する事項並びに事業の進捗管理の協議に関する事項

(5) 地域公共交通網形成計画（都市・地域総合交通戦略）の変更の協議に関する事項

(6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 市長又はその指名する者

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者又はその組織する団体の代表者

(3) 一般乗用旅客自動車運送事業者又はその組織する団体の代表者

(4) 住民又は利用者の代表

(5) 中国運輸局山口運輸支局長又はその指名する者

(6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者

(7) 鉄道事業者の代表者

(8) 下関市社会福祉協議会の代表者

(9) 山口県下関土木建築事務所職員

(10) 警察署員

(11) 学識経験者

(12) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 交通会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第5条 市長は、必要に応じ、交通会議の会議(以下「会議」という。)を招集する。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 会議は、委員の過半数の出席者がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

5 前項の場合においては、第3条第1項第5号に規定する委員は表決に加わることができない。

6 会長は、審議のため必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

7 会議は原則として公開とする。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 会長は、第2条に規定する協議事項のうち協議が調った事項について、証明書(別記様式)を発行する。

(庶務)

第7条 交通会議の庶務は、都市整備部交通対策課において処理する。

2 地域公共交通会議に関する相談、苦情等に対応するため、都市整備部交通対策課に連絡及び通報窓口を置くものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月18日から施行する。

様式（第6条関係）

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

年 月 日付け下関市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

- 1．旅客の運送を行う者
- 2．協議が調っている路線又は営業区域
- 3．協議が調っている運行系統又は運送の区間
- 4．協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
- 5．適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

年 月 日
下関市地域公共交通会議
会長

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）

別添 1

平成 年 月 日

協議会名：下関市地域公共交通会議

評価対象事業名：地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

補助対象事業者等	事業概要	前回（又は類似事業）の事業評価結果の反映状況	事業実施の適切性	目標・効果達成状況	事業の今後の改善点（特記事項を含む）
下関市（豊田） 空路子線	豊田総合支所 ～ 上空路子	生活バスのワンコイン(100円)化に係るチラシを作成し、自治会を通じて回覧を行った。また、地域の敬老会の会場にてワンコイン(100円)化について説明し利用促進を図った。	A 計画どおり事業は適切に実施された。	B (豊田全4路線) 目標利用者数 2,400人/年 実績利用者数 1,985人/年 目標達成率 82.7% 利用者が減少し、目標は達成できなかった。 しかし使用料100円化を実施したH30年4月～9月の利用者数のみを比較した場合、15.5%の増加となっている。	自治会へのチラシ回覧やイベント時のPR活動を行う。また、アンケート調査結果に基づき、利用しやすい運行ダイヤ等について検討を行う。
下関市（豊田） 一の俣線	豊田総合支所 ～ 佐野		A 計画どおり事業は適切に実施された。		
下関市（豊田） 今出線	豊田総合支所 ～ 地吉		A 計画どおり事業は適切に実施された。		
下関市（豊田） 一の瀬線	豊田総合支所 ～ 中の瀬		A 計画どおり事業は適切に実施された。		
下関市（菊川） 縦ノ木・保木線	バスターミナル ～ 縦ノ木	アンケート調査結果及びJRや路線バスのダイヤ改正を考慮し、生活バスのダイヤ改正を行った。 自治会を通じてチラシ及び時刻表を配布した。また、イベント（文化産業祭）開催時にバス教室を実施し、新たな利用者の確保に努めた。	A 計画どおり事業は適切に実施された。	B (菊川全7路線) 目標利用者数 14,450人/年 実績利用者数 13,459人/年 目標達成率 93.1% 利用者が減少し、目標は達成できなかった。 しかし使用料100円化を実施したH30年4月～9月の利用者数のみを比較した場合、3.2%の増加となっている。	自治会へチラシの各戸配布、イベント時に啓蒙活動を行い、更なる利用促進を行う。また、アンケート調査結果に基づき、利用しやすい運行について検討する。
人丸タクシー(株) 粟野・滝部線	油タンク前 ～ ももせ滝部診療所	11月と2月にコミュニティタクシー運行委員会を開催したほか、地元粟野地区の自治会長と協力し各戸訪問し利用促進に努めた。	C 事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった	C 各戸訪問やチラシの配布等利用促進に積極的取り組み、半年で目標の半分である160名の利用者を達成。しかし収支状況の悪化に伴う自治会からの協賛金充当額が増加する等、継続について地域住民から理解が得られず、H30年5月末をもって廃止となった。	

《 評価基準 》

事業実施の適切性：

生活交通確保維持改善計画に基づく事業が適切に実施されたかを、A,B,Cの3段階で評価する。
計画どおり実施されなかった場合には、理由等を明らかにする。

- A：事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された
- B：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった
- C：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった

平成30年度下関市生活バス5路線については、全ての路線で計画通り適切に実施されたため「A」判定とした。

粟野・滝部線デマンド交通については、継続ができず、計画期間途中にて廃止となったため「C」判定とした。

目標・効果達成状況：

生活交通確保維持改善計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成されたかを、設定した目標ごとに「A、B、C」の3段階で評価する。

目標・効果が達成できなかった場合には、理由等を分析の上明らかにする。

- A：事業が計画に位置付けられた目標を達成した
- B：事業が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった
- C：事業が計画に位置付けられた目標を達成できなかった

平成30年度の事業について

目標値を達成した路線は「A」判定とした。

・・・該当無し。

目標値の7割を達成した路線は「B」判定とした。

・・・豊田地域、菊川地域路線

目標値の7割を達成できなかった路線は「C」判定とした。

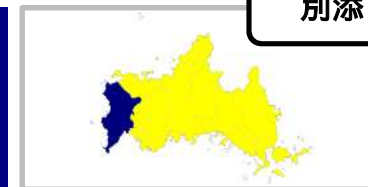
・・・粟野・滝部線

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

平成 年 月 日

協議会名：	下関市地域公共交通会議
評価対象事業名：	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>合併前の菊川、豊田、豊浦、豊北町地域においては、住民の移動手段を確保するためそれぞれ生活バスが運行されていたが、地域によって運行の態様等様々であったため、合併協議において新たな制度の構築がされ、4町地域のバス交通の制度について見直しを行い、サービス水準を統一し、地域間における公平性を図るとともに、地域の状況にあった移動手段を確保するため、平成20年度に「下関市地域交通総合連携計画」を策定した。</p> <p>この基本方針に基づき、各地域内での整備方針を定めるとともに、平成21年度、「地域公共交通活性化・再生総合事業」の支援を受け、実証運行を経て、平成22年4月から本格運行を実施した。</p> <p>平成30年3月には下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）を策定し、今後も継続的な公共交通を維持・確保するために地域公共交通確保維持事業を活用し、住民の生活交通手段を存続させていく必要がある。</p>

平成30年度 地域公共交通確保維持改善事業 事業評価 下関市地域公共交通会議 生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統)の概要



下関市の概要

- ・平成17年2月に1市4町が合併
- ・人口 26万4千人(平成30年12月現在)
- ・面積 715.89平方キロメートル
平成27年国勢調査

下関市地域公共交通会議の構成員 下関市連合自治会 サンデン交通(株)
ブルーライン交通(株) 山口県タクシー協会 西日本旅客鉄道(株)
交通労連山口県支部 中国運輸局山口運輸支局 下関商工会議所
下関警察署 山口県下関土木建築事務所 下関市社会福祉協議会
下関市立大学 山口河川国道事務所 下関市(都市整備部・建設部・港湾局)

概 要

下関市は、平成17年に旧下関市と旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町、旧豊北町の1市4町が合併し、広い市域を持つ事となった。合併前の4町地域では、住民の移動手段としてそれぞれの態様で生活バスが運行されていたが、合併後においてサービス水準の統一と地域間における公平性のため、制度の見直しを行い、日常生活に必要な地域内移動及び広域移動を担う鉄道や幹線バスへの接続手段確保等、手法の検討と構築を行って来た。

こうした地域内の移動や、広域の交通機関などへ持続可能な地域内交通を確保・維持する取組みとして地域内フィーダー系統確保維持計画を策定し運行を行っている。

協議会の主な取り組み

- ・ 交通空白地域におけるフィーダー交通の導入
- ・ 「下関市総合交通戦略」進捗管理
- ・ 公共交通利用促進

協議会における検討

- ・ 第17回(平成30年4月23日)
粟野地区コミュニティタクシーについて
- ・ 第18回(平成30年6月25日)
平成29年度生活バス等の運行状況について
地域内フィーダー系統確保維持計画について
- ・ 第19回(平成30年7月10日)
下関市地域公共交通会議の新委員就任に伴う新会長・副会長の選任について
- ・ 第20回(平成30年9月5日)
下関市・山口宇部空港直行乗合タクシー事業計画(案)について
- ・ 第21回(平成31年1月10日)
地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
下関市総合交通戦略進捗状況について

下関市地域公共交通会議 事業の評価

定量的な目標・効果

豊田・菊川地域（目標）：利用者数 豊田地域合計2,400人/年 菊川地域合計14,450人/年
（効果）生活バスを維持することで、買物や通院など各地域内における生活のための移動手段が確保され、高齢者等の外出促進が図られると共に、幹線系統に接続することで広域移動の機会についても確保される。

粟野地域（目標）：利用者数 320人/年
（効果）乗合タクシーを維持することで、高齢者の外出促進や買物などの日常生活に必要な移動手段が確保でき、住民の安全・安心を図るとともに、鉄道駅への接続による広域移動など、地域活性化に繋がる。

昨年度の自己評価に対するフォローアップ

豊田：生活バスワゴン(100円)化に係るチラシを作成・回覧。地域の敬老会の会場にてワゴン化についての説明を実施し利用促進に努めた。

菊川：アンケート結果及びJRや路線バスのダイヤ改正を考慮し、生活バスのダイヤ改正を行った。自治会を通じてチラシ及び時刻表を配布。新たな利用者の確保に努めた。

豊北(粟野・滝部)：11月と2月にコミュニティタクシー運行委員会を開催。粟野地区の自治会長と協力し各戸訪問し利用促進に努めた。

実施した利用促進策

豊田：チラシの作成・回覧により利用促進を図った。また、地域のイベントにてPRを行った。

菊川：更なる利用者促進のため、自治会を通じてチラシ及び時刻表を配布した。また、イベント時にバス教室を開催し、新規利用者の確保に努めた。

豊北(粟野・滝部線)：コミュニティタクシー運行委員会を開催。地域内各戸訪問による制度説明等を実施。

昨年度の運輸局二次評価に対するフォローアップ

・イベント等でも積極的にバスの周知に努める等、住民への啓蒙活動に努めた。又、収支率など現状がわかるようなチラシを作成し、今の厳しい状況を発信する等、利用促進と収支率の改善に取り組んだ。

・平成30年3月に、網形成計画策定。持続可能な交通ネットワークの構築に向けて具体策の検討を進めている。

地域住民の意見の反映

全域：地域住民の要望等を把握するため、生活バス路線沿線自治体にアンケートを実施。

豊田：アンケート調査結果に基づき改善等を検討。

菊川：職員が直接バスに乗り、利用状況等を確認。利用者に直接聞き取りを行い、改善等を検討。

豊北(粟野・滝部線)：11月、2月、5月、8月の合計4回コミュニティタクシー運行委員会を開催し、新規利用者の獲得についての情報収集を実施。

下関市地域公共交通会議 事業の評価

事業実施の適切性

豊田 空路子線：計画どおり事業は適切に実施された。
一の俣線：計画どおり事業は適切に実施された。
今出線：計画どおり事業は適切に実施された。
一の瀬線：計画どおり事業は適切に実施された。

菊川 縦ノ木・保木線：計画どおり事業は適切に実施された。

豊北 栗野・滝部線：地域の実状により継続が困難となったため
H30年5月31日より廃止。

目標・効果達成状況

豊田
H29年度利用者数：2,113人/年
H30年度目標利用者数：2,400人/年
H30年度実績：1,985人/年
目標を達成できず、利用者は減少している。
ただし、使用料100円化を実施した、H30年4月～9月の
利用者数は半年で1,137人であり、昨年度4月～9月利用者数の
984人と比較すると、15.5%の増加となった。

菊川(全体)
H29年度利用者数：13,918人/年
H30年度目標利用者数：14,450人/年 H30年度実績：13,459人/年
目標を達成できず、利用者は減少している。
ただし、使用料100円化を実施した、H30年4月～9月の利用者数は
半年で6,985人であり、昨年度4月～9月利用者数の6,766人と比較すると
3.2%の増加となった。

豊北
収支状況の悪化に伴う自治会からの協賛金充当に対し、地域住民から理解
が得られず、不要の声が多数であったため、廃止となった。
H29年10～H30年3月利用者数 160人

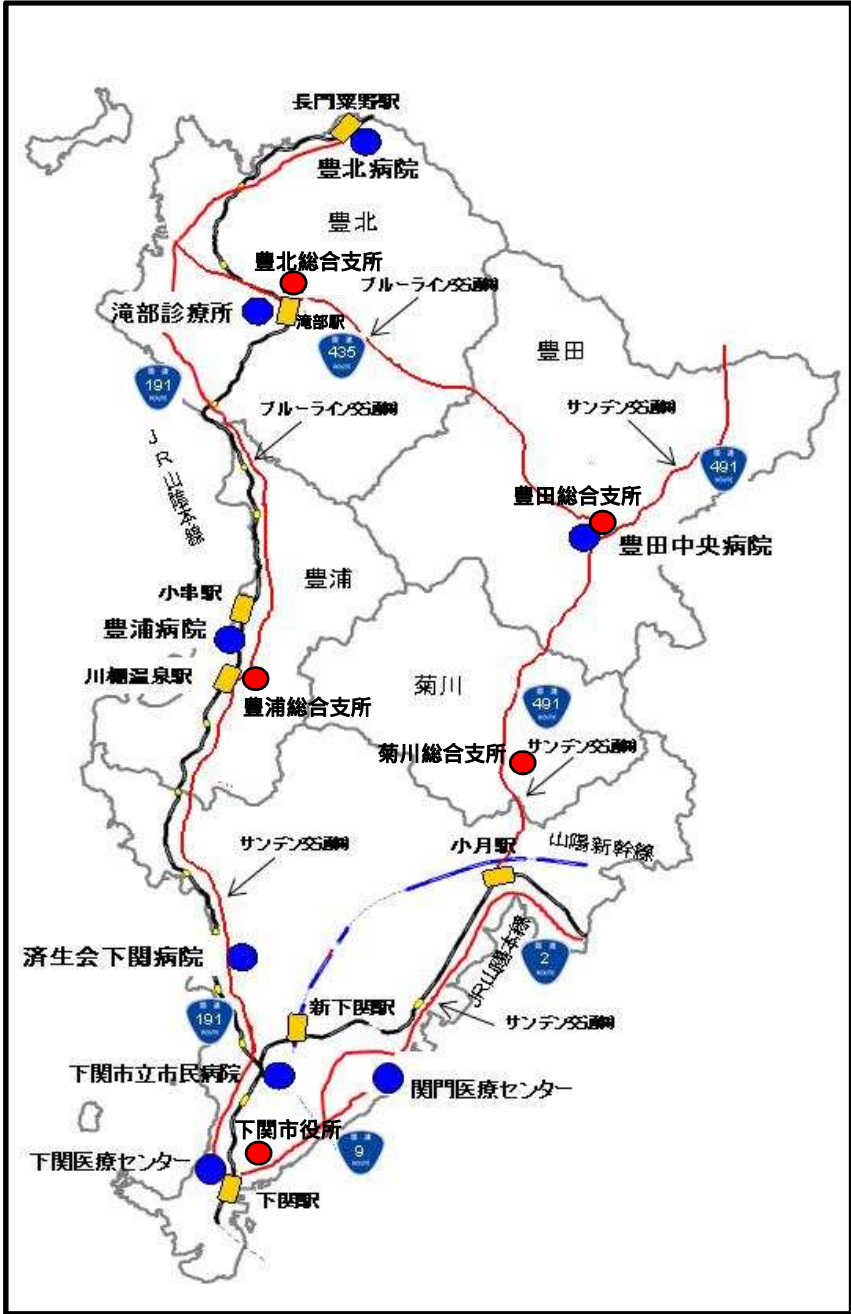
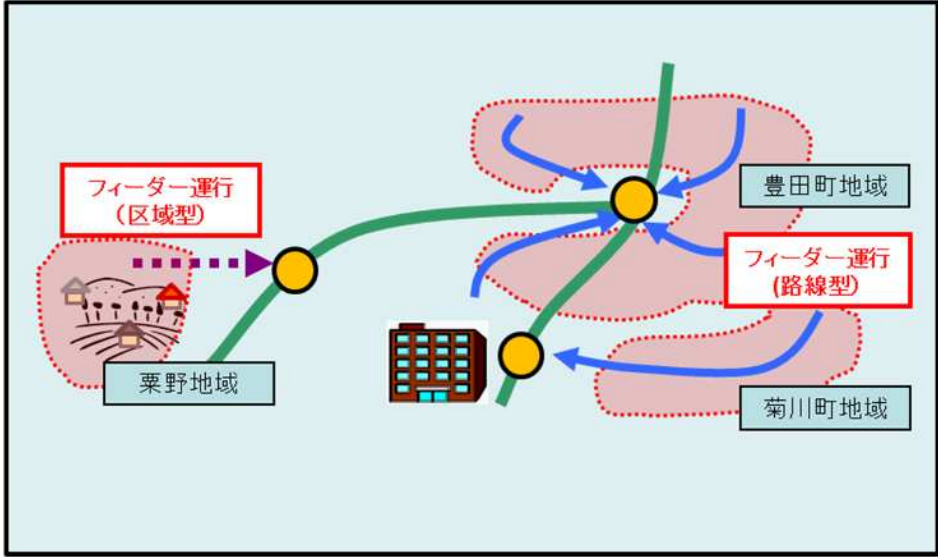
事業の今後の改善点

全域
・生活バス全路線1乗車ワンコイン(100円)化を継続。
・利用者数等運行データを整理し、改善策を検討。

豊田
空路子線・一の俣線・今出線・一の瀬線：
自治会へのチラシ回覧やイベント時のPR活動を行う。また、アンケ
ート調査結果に基づき、利用しやすい運行ダイヤ等について検討を
行う。

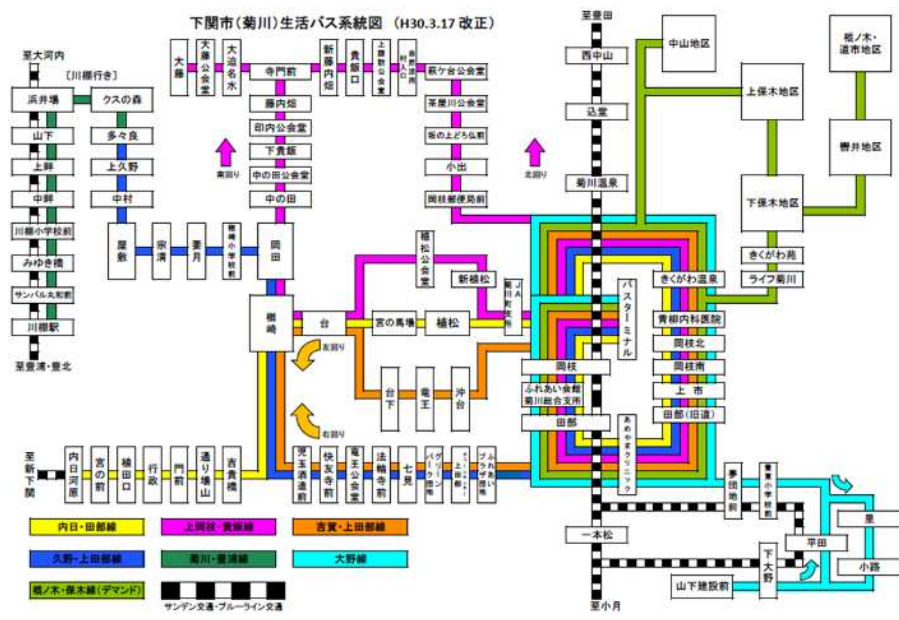
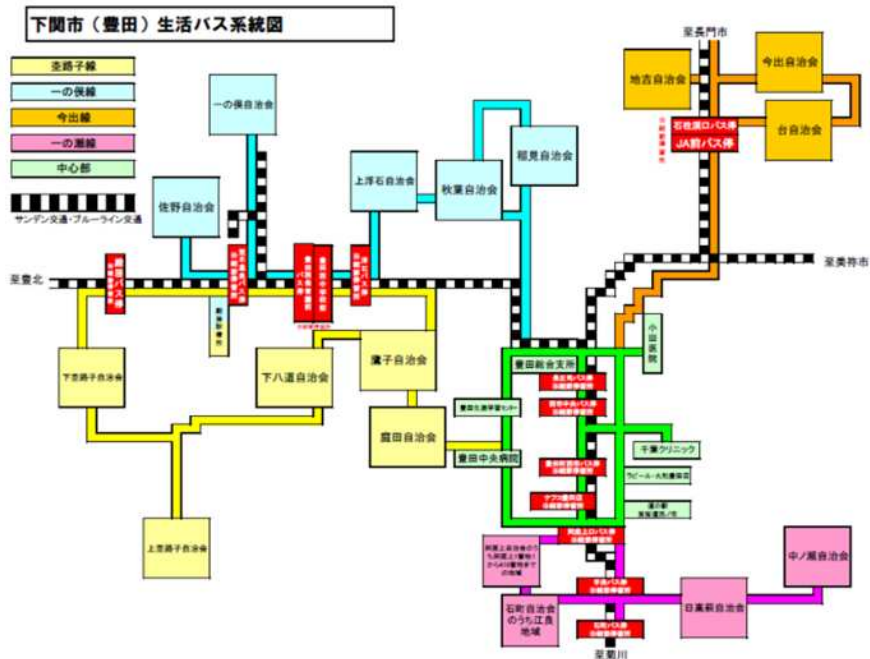
菊川
縦ノ木・保木線：
自治会へチラシの各戸配布、イベント時に啓蒙活動を行い、更なる
利用促進を行う。また、利用しやすい運行について検討する。

交通体系図 別紙



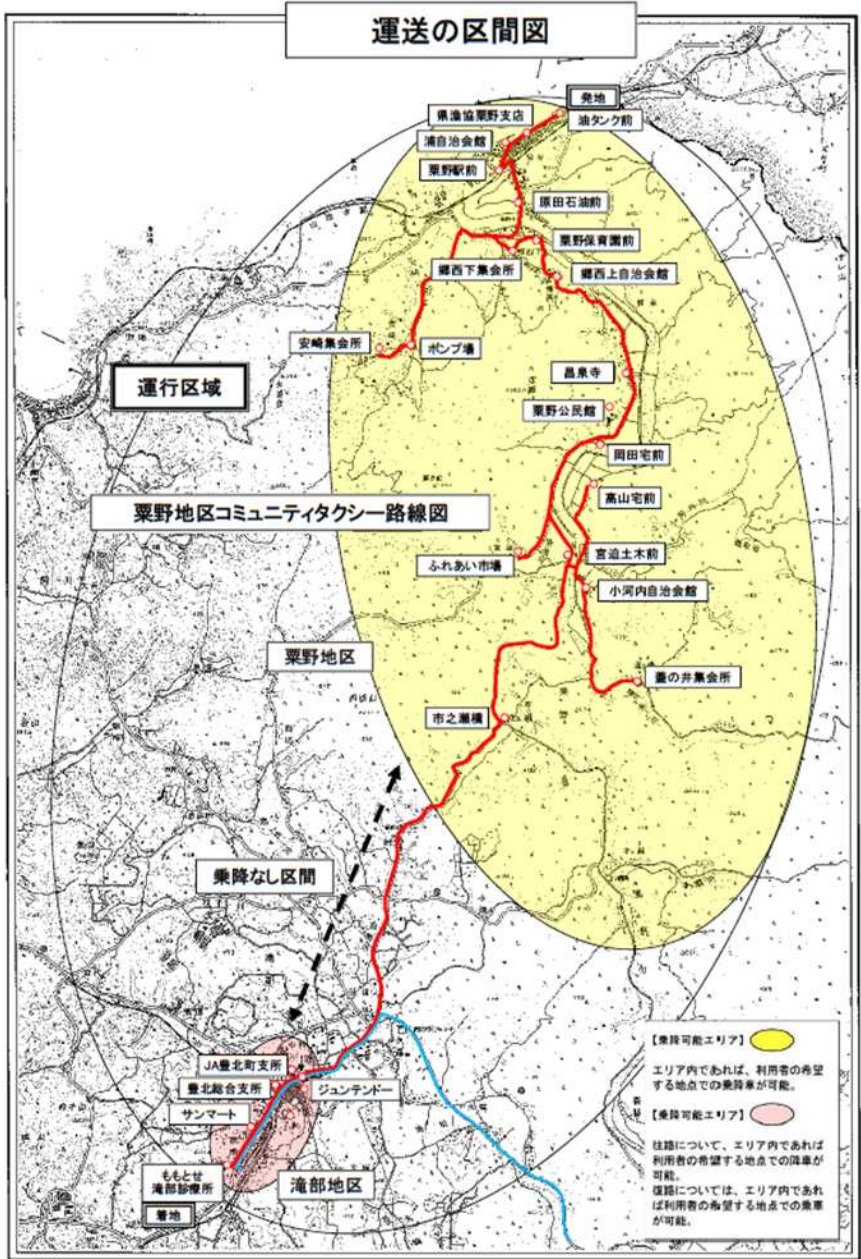
運行系統図 別紙

市町村運営有償輸送 (下関市生活バス)	
系統名	(豊田地域) 空路子線、一の俣線、今出線、一の瀬線、(菊川地域) 縦ノ木・保木線
運行日	月曜日から土曜日
便数	空路子線、一の俣線、今出線、一の瀬線・・・3回 縦ノ木・保木線・・・4回
運賃	空路子線、一の俣線、今出線(200円～700円) 一の瀬線(200円～500円) 縦ノ木・保木線(200円～600円) 平成30年4月より、全路線一乗車100円

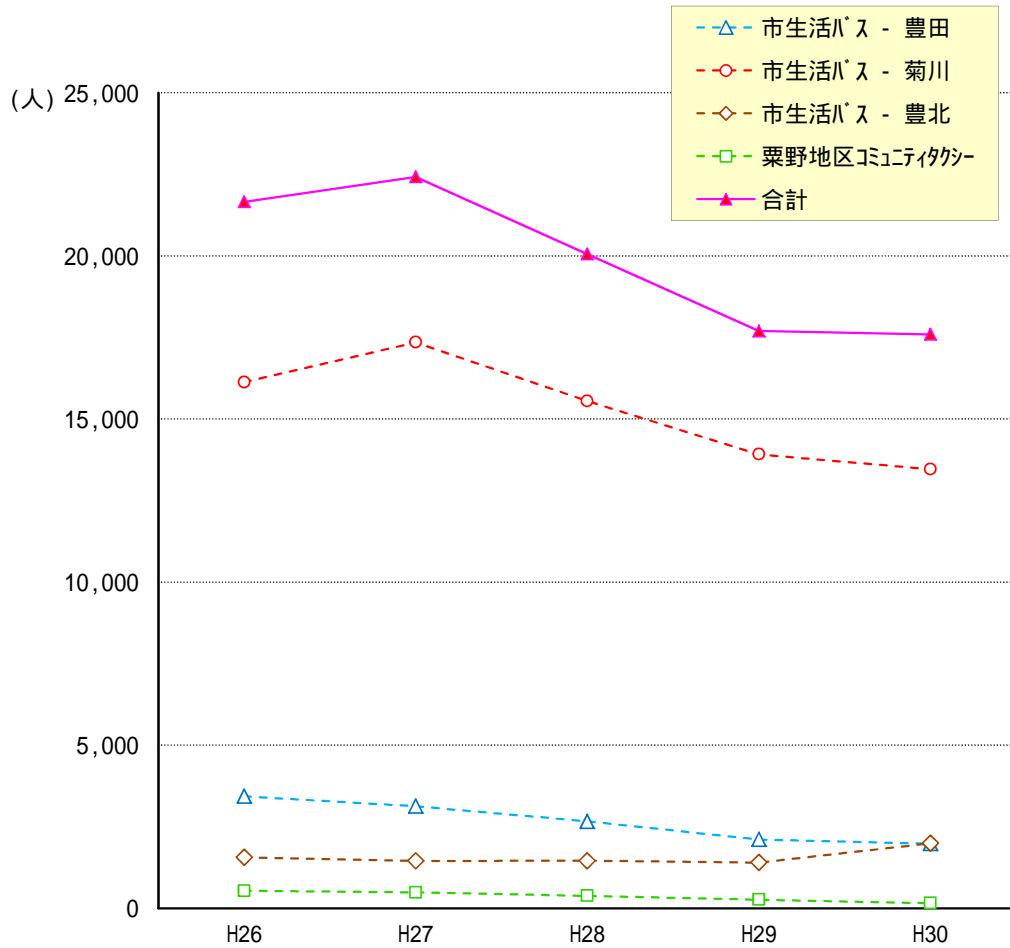


運行系統図 別紙

区域デマンド型	H30年5月末 廃止
系統名	栗野・滝部線
運行日	月・水・金
便数	栗野・滝部線・・・4回
運賃	栗野・滝部線(500円)



【 利用者数の推移 年度の区切りは、10月～9月 】



(人)	H25.10～H26.9	H26.10～H27.9	H27.10～H28.9	H28.10～H29.9	H29.10～H30.9
市生活バス - 豊田	3,434	3,133	2,667	2,113	1,985
市生活バス - 菊川	16,128	17,352	15,549	13,918	13,459
市生活バス - 豊北	1,562	1,453	1,458	1,404	1,993
栗野地区コミュニティタクシー	535	486	384	267	160
合計	21,659	22,424	20,058	17,702	17,597

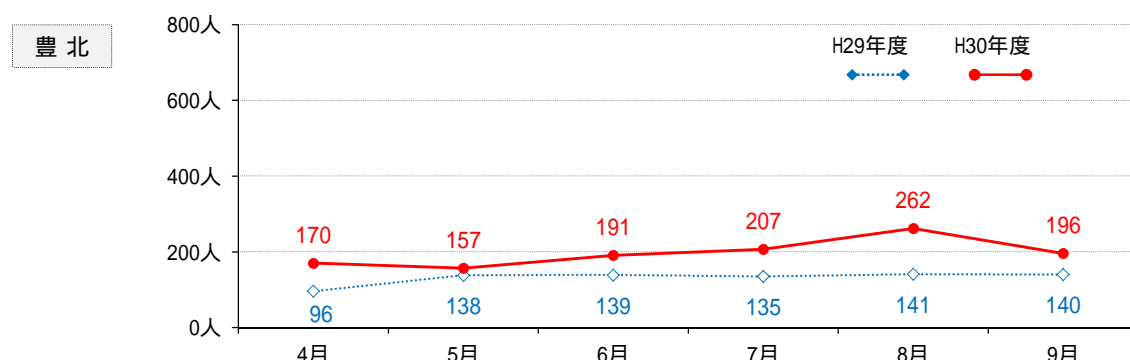
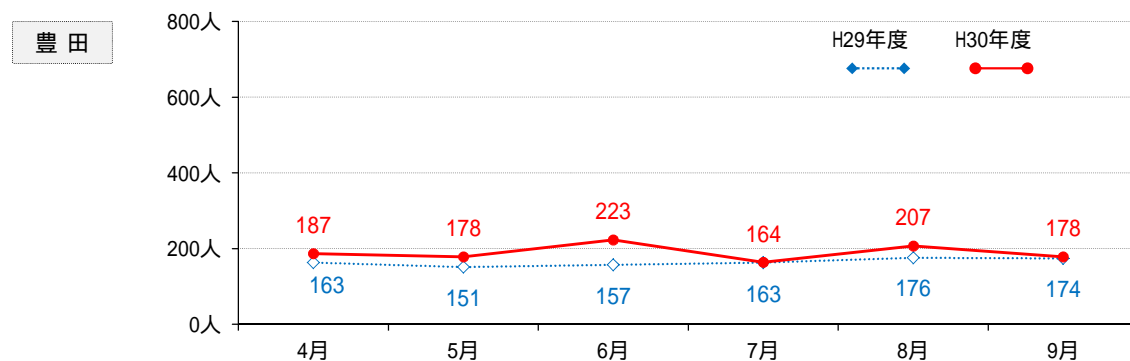
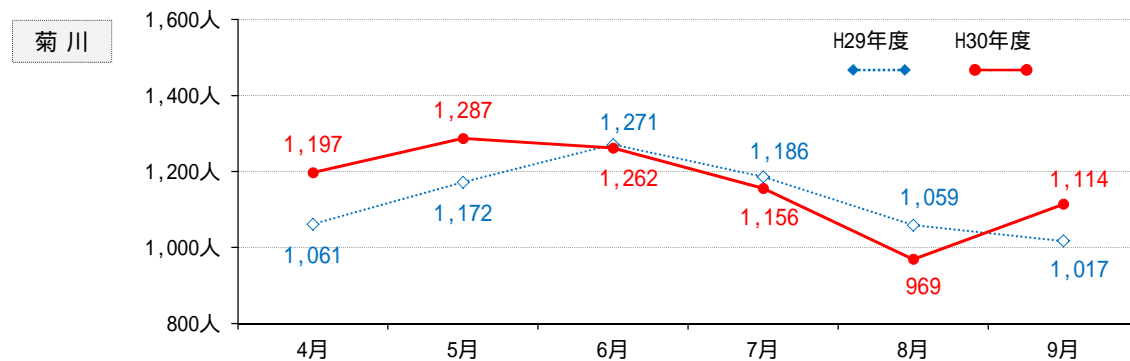
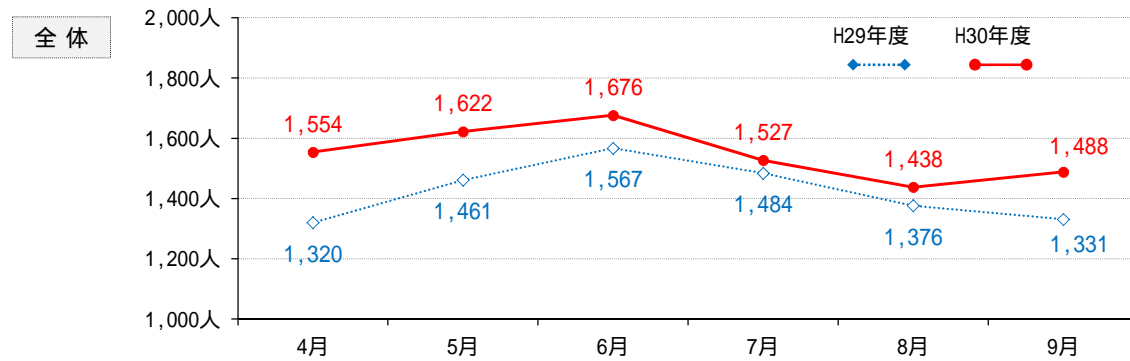
栗野地区コミュニティタクシーは、H30.5末にて廃止。

【 H29年度：H30年度 生活バスワンコイン（100円化）後の利用実績比較 】

H29	利用者数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
	菊川	1,061人	1,172人	1,271人	1,186人	1,059人	1,017人	6,766人
豊田	163人	151人	157人	163人	176人	174人	984人	
豊北	96人	138人	139人	135人	141人	140人	789人	
計	1,320人	1,461人	1,567人	1,484人	1,376人	1,331人	8,539人	

H30	利用者数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
	菊川	1,197人	1,287人	1,262人	1,156人	969人	1,114人	6,985人
豊田	187人	178人	223人	164人	207人	178人	1,137人	
豊北	170人	157人	191人	207人	262人	196人	1,183人	
計	1,554人	1,622人	1,676人	1,527人	1,438人	1,488人	9,305人	

増加率(全体)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
	117.7%	111.0%	107.0%	102.9%	104.5%	111.8%	109.0%



生活バスの料金が 100円になります!!

下関市では、交通の不便な地域を対象に、地域の皆さんの生活の交通を確保するため、生活バスを運行しています。
その生活バスの料金が、**4月2日(月曜日)**より距離に関係なく乗車1回につき**100円**になります。

地域内の移動手段である生活バスを守っていくためには、住民みんなで利用し、支えていくことが重要です。生活バスを維持し存続させていく為、積極的なご利用を今一度よろしくをお願いします。

サンデン交通、ブルーライン交通の路線バスは、100円にはなりません。

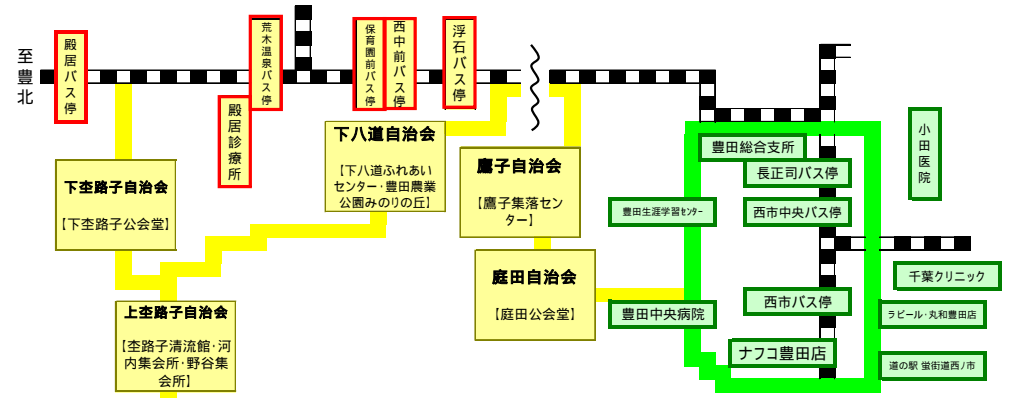
200円回数券をお持ちの方へ

200円券をお持ちの方は100円券へ交換いたしますので、下記窓口までお手持ちの200円券をご持参ください。

- 窓口
- ・豊田総合支所地域政策課：083-766-1055
 - ・菊川総合支所地域政策課：083-287-1115
 - ・豊北総合支所地域政策課：083-782-1914



生活バスは予約制です。ご利用の際は、まずご予約を！ 詳しい利用方法は裏面をご覧ください。



- ・利用料は回数券または現金でお願いします。
- ・回数券は**生活バス車内**及び**地域政策課**で購入できます。

生活バス回数券販売の種類と料金

50円券 11枚綴りで、500円
100円券 11枚綴りで、1,000円

運行時刻及び予約方法

予約電話番号	0120-39-1142		
西市車庫発時刻	1便	2便	3便
	8:00	13:00	15:00
予約〆切時間等	3日前から当日出発時刻の30分前まで		
	(1便は前日の午後7時まで)		
	受付時間 午前9時から午後7時まで		
運休日	日曜日・祝日、12月29日から翌1月3日		

・まず、ご予約を！ およその到着時間をお知らせします。

(バスの中でも予約できます。)

・予約によって運行する制度です。予約がない場合は運行しません。

・予約状況(定員)によっては、ご希望の便に乗車いただけない場合があります。

予約状況により、降車する場所への到着時刻が以前よりも遅延する場合があります。

問い合わせ先: 豊田総合支所地域政策課 766-1055

生活バスの料金が 100円になります!!

下関市では、交通の不便な地域を対象に、地域の皆さんの生活の交通を確保するため、生活バスを運行しています。
その生活バスの料金が、**4月2日(月曜日)**より距離に関係なく乗車1回につき**100円**になります。

地域内の移動手段である生活バスを守っていくためには、住民みんなで利用し、支えていくことが重要です。生活バスを維持し存続させていく為、積極的なご利用を今一度よろしくをお願いします。

サンデン交通、ブルーライン交通の路線バスは、100円にはなりません。

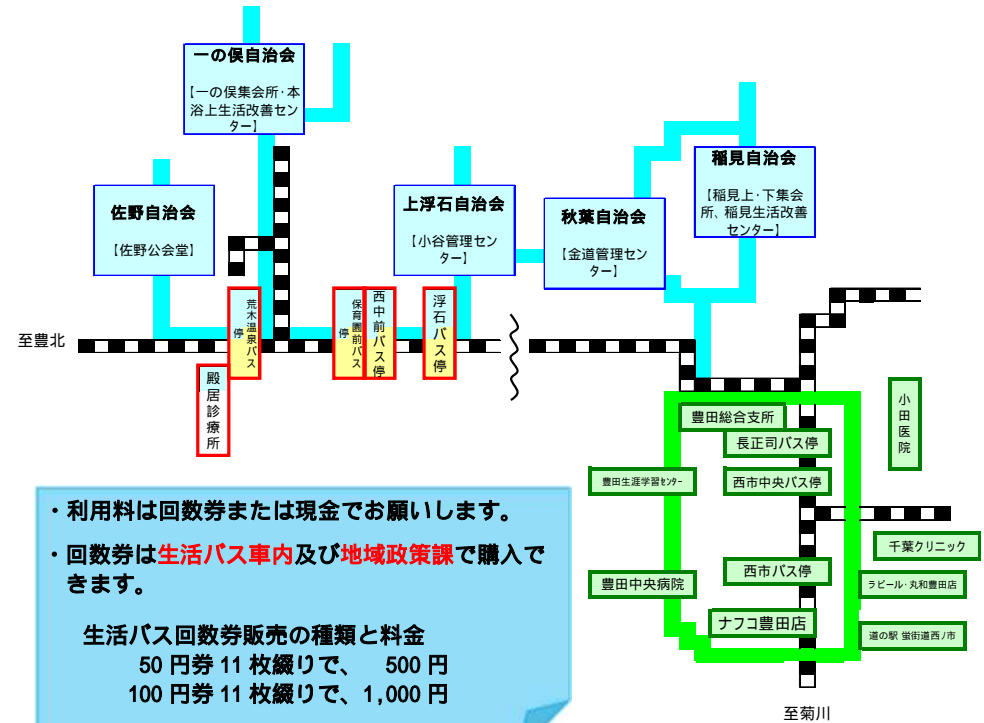
200円回数券をお持ちの方へ

200円券をお持ちの方は100円券へ交換いたしますので、下記窓口までお手持ちの200円券をご持参ください。

- 窓口
- ・豊田総合支所地域政策課：083-766-1055
 - ・菊川総合支所地域政策課：083-287-1115
 - ・豊北総合支所地域政策課：083-782-1914



生活バスは予約制です。ご利用の際は、まずご予約を！
詳しい利用方法は裏面をご覧ください。



- ・利用料は回数券または現金でお願いします。
- ・回数券は**生活バス車内**及び**地域政策課**で購入できます。

生活バス回数券販売の種類と料金
50円券 11枚綴りで、500円
100円券 11枚綴りで、1,000円

・運行時刻及び予約方法

予約電話番号	0800-200-8220		
西市車庫発時刻	1便	2便	3便
	8:00	11:30	13:30
予約切時間等	3日前から当日出発時刻の30分前まで (1便は前日の午後7時まで)		
	受付時間 午前9時から午後7時まで		
運休日	日曜日・祝日、12月29日から翌1月3日		

・まず、ご予約を！ およその到着時間をお知らせします。

(バスの中でも予約できます。)

・予約によって運行する制度です。予約がない場合は運行しません。

・予約状況(定員)によっては、ご希望の便に乗車いただけない場合があります。

予約状況により、降車する場所への到着時刻が以前よりも遅延する場合があります。

問い合わせ先: 豊田総合支所地域政策課 766-1055

生活バスの料金が 100円になります!!

下関市では、交通の不便な地域を対象に、地域の皆さんの生活の交通を確保するため、生活バスを運行しています。

その生活バスの料金が、4月2日(月曜日)より距離に関係なく乗車1回につき **100円**になります。

地域内の移動手段である生活バスを守っていくためには、住民みんなで利用し、支えていくことが重要です。生活バスを維持し存続させていく為、積極的なご利用を今一度よろしくお願いします。

サンデン交通、ブルーライン交通の路線バスは、100円にはなりません。

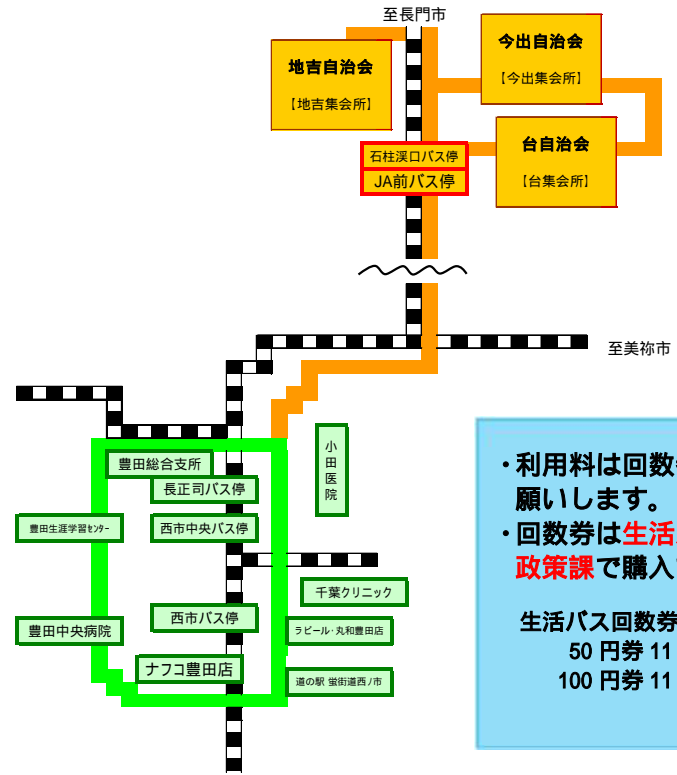
200円回数券をお持ちの方へ

200円券をお持ちの方は100円券へ交換いたしますので、下記窓口までお手持ちの200円券をご持参ください。

- 窓口
- ・豊田総合支所地域政策課：083-766-1055
 - ・菊川総合支所地域政策課：083-287-1115
 - ・豊北総合支所地域政策課：083-782-1914



生活バスは予約制です。ご利用の際は、まずご予約を！
詳しい利用方法は裏面をご覧ください。



- ・利用料は回数券または現金でお願いします。
- ・回数券は**生活バス車内**及び**地域政策課**で購入できます。

生活バス回数券販売の種類と料金
50円券 11枚綴りで、500円
100円券 11枚綴りで、1,000円

・運行時刻及び予約方法

予約電話番号	0800-200-8220		
西市車庫発時刻	1便	2便	3便
	8:00	11:30	13:30
予約〆切時間等	3日前から当日出発時刻の30分前まで (1便は前日の午後7時まで)		
	受付時間 午前9時から午後7時まで		
運休日	日曜日・祝日、12月29日から翌1月3日		

・まず、ご予約を！ およその到着時間をお知らせします。

(バスの中でも予約できます。)

・予約によって運行する制度です。予約がない場合は運行しません。

・予約状況(定員)によっては、ご希望の便に乗りいただけない場合があります。

予約状況により、降車する場所への到着時刻が以前よりも遅延する場合があります。

生活バスの料金が 100円になります!!

下関市では、交通の不便な地域を対象に、地域の皆さんの生活の交通を確保するため、生活バスを運行しています。

その生活バスの料金が、4月2日(月曜日)より距離に関係なく乗車1回につき **100円**になります。

地域内の移動手段である生活バスを守っていくためには、住民みんなで利用し、支えていくことが重要です。生活バスを維持し存続させていく為、積極的なご利用を今一度よろしくをお願いします。

サンデン交通、ブルーライン交通の路線バスは、100円にはなりません。

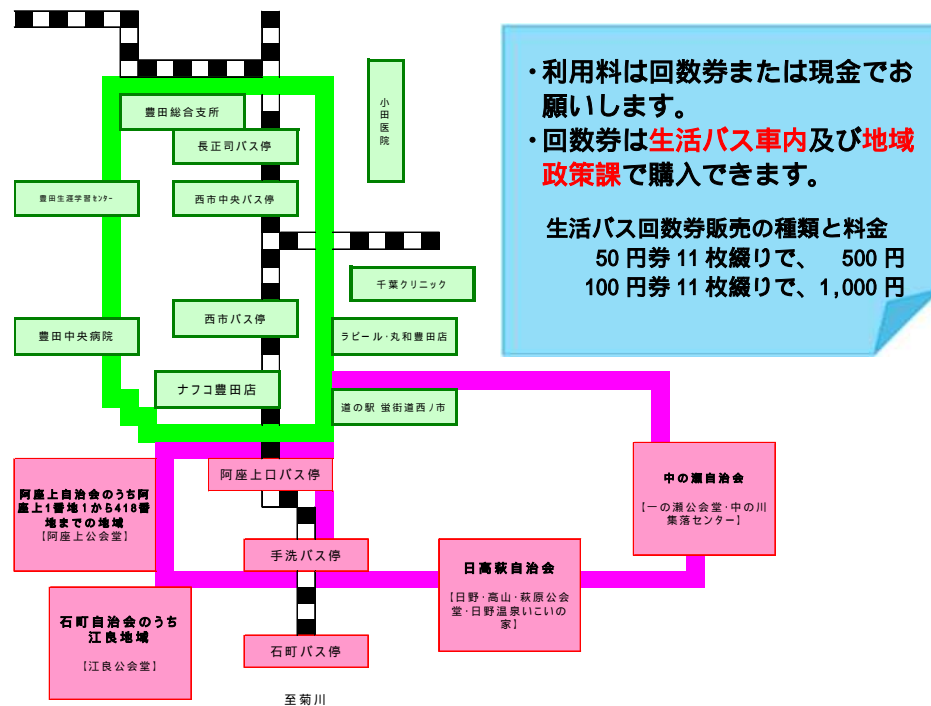
200円回数券をお持ちの方へ

200円券をお持ちの方は100円券へ交換いたしますので、下記窓口までお手持ちの200円券をご持参ください。

- 窓口
- ・豊田総合支所地域政策課：083-766-1055
 - ・菊川総合支所地域政策課：083-287-1115
 - ・豊北総合支所地域政策課：083-782-1914



生活バスは予約制です。ご利用の際は、まずご予約を！ 詳しい利用方法は裏面をご覧ください。



- ・利用料は回数券または現金でお願いします。
- ・回数券は生活バス車内及び地域政策課で購入できます。

生活バス回数券販売の種類と料金
50円券 11枚綴りで、500円
100円券 11枚綴りで、1,000円

・運行時刻及び予約方法

予約電話番号	0800-200-8220		
西市車庫発時刻	1便	2便	3便
	8:30	13:00	16:30
予約切時間等	3日前から当日出発時刻の30分前まで (1便は前日の午後7時まで)		
	受付時間 午前9時から午後7時まで		
連休日	日曜日・祝日、12月29日から翌1月3日		

・まず、ご予約を！ およその到着時間をお知らせします。

(バスの中でも予約できます。)

・予約によって運行する制度です。予約がない場合は運行しません。

・予約状況(定員)によっては、ご希望の便に乗車いただけない場合があります。

予約状況により、降車する場所への到着時刻が以前よりも遅延する場合があります。

みんなで乗ろう！ ワンコインバス！

下関市(菊川)生活バス 1乗車100円！！

注 生活バスのみ(サンデン交通、ブルーライン交通は対象外)

通勤、通学、通院、買物、温泉やプールに行きたいときなど、様々な目的でご利用いただけます。

誰でも、どこまで乗っても1乗車につき100円でご利用いただけます(小学生以下半額)。



近年は利用者数が減少傾向にあり、利用率が低い状態が続く路線については地域全体の効率的運送の観点から、廃止や減便等の検討も行わなくてはなりません。地域内の移動手段である生活バスを守って行くためには、住民みんなで利用し、支えて行く事が重要です。

生活バス維持のため、積極的なご利用をよろしくお願いいたします。

お得な回数券を、バスターミナル、生活バス車内、菊川総合支所地域政策課で販売しています。

50円券 × 11枚 = 500円(1セット)

100円券 × 11枚 = 1,000円(1セット)

お問い合わせは 菊川総合支所地域政策課 287-1115
バスターミナル 287-4312

市生活バスに関するアンケート調査

生活バスが4月2日から1乗車につき100円(ワンコイン)で乗ることができるようになりました。ぜひ多くの方にご利用いただきたいと考えており、このたび、アンケート調査を実施いたしますので、ご協力をお願いします。

➤問1 あなたのことについてお尋ねします。

住 所	下関市_____町 大字_____ (自治会名_____)			
性 別	1. 男性	2. 女性		
年 齢	1. 10代	2. 20代	3. 30代	4. 40代
	5. 50代	6. 60代	7. 70代	8. 80代以上

➤問2 あなたは、市が運行する生活バスが100円(ワンコイン)になったことを知っていましたか。

1. はい 2. いいえ

➤問3 あなたは、生活バスを利用したことがありますか。

1. 利用したことがある 2. 利用したことがない

(「問8へ」進んでください)

➤問4 生活バスを初めて利用したのは、ワンコイン化(100円)で運行を開始した4月2日以後ですか。

1. はい 2. いいえ

(「問6へ」進んでください)

➤問5 問4で「はい」と答えた方にお尋ねします。生活バスを利用した理由は何ですか。

1. ワンコイン化(100円)になったので利用した
2. その他の理由

(_____)

➤問6 生活バスの利用に関してお尋ねします。

(1) 生活バスをどれくらいの頻度で利用されていますか。

月に_____回くらい

(2) あなたが主に利用されるバス停はどちらですか

住 所	_____停留所 から _____停留所
-----	----------------------

裏面もご協力をお願いします

(3)あなたが主に利用する目的は何ですか。下記の中から1つに を付けてください。

住 所	1.通院 2.買物 3.通学 4.通勤 5.その他()
-----	--

(4)あなたが主に利用されるバスのダイヤは何時頃ですか。

住 所	行き _____時台 帰り _____時台
-----	----------------------------

➤問7 生活バスの改善してほしいところについてお尋ねします。

改善してほしいところに を付けてください。(複数回答可)

また、改善してほしい意見を〔 〕内にご記入ください。

- 1.路線 2.バス停 3.運行方法 4.バス車両 5.ダイヤ
6.料金(回数券・定期券含む) 7.その他()

〔改善意見〕

➤問8 「問3」で生活バスを利用したことがないと回答された方にお尋ねします。

(1)利用しない理由について、あてはまるものに を付けてください。(複数回答可)

- 1.近くにバス路線がないから
2.利用しやすい運行ダイヤではないから
3.運転本数が少ないから
4.バス停が遠いから
5.車・バイク・自転車があり、バスを利用しなくてもよいから
6.徒歩による外出だけでバスを利用しなくてもよいから
7.その他()

(2)(1)の回答について、改善された場合、生活バスを利用されますか。あてはまるものに を付けてください。また、改善してほしい意見を〔 〕内にご記入ください。

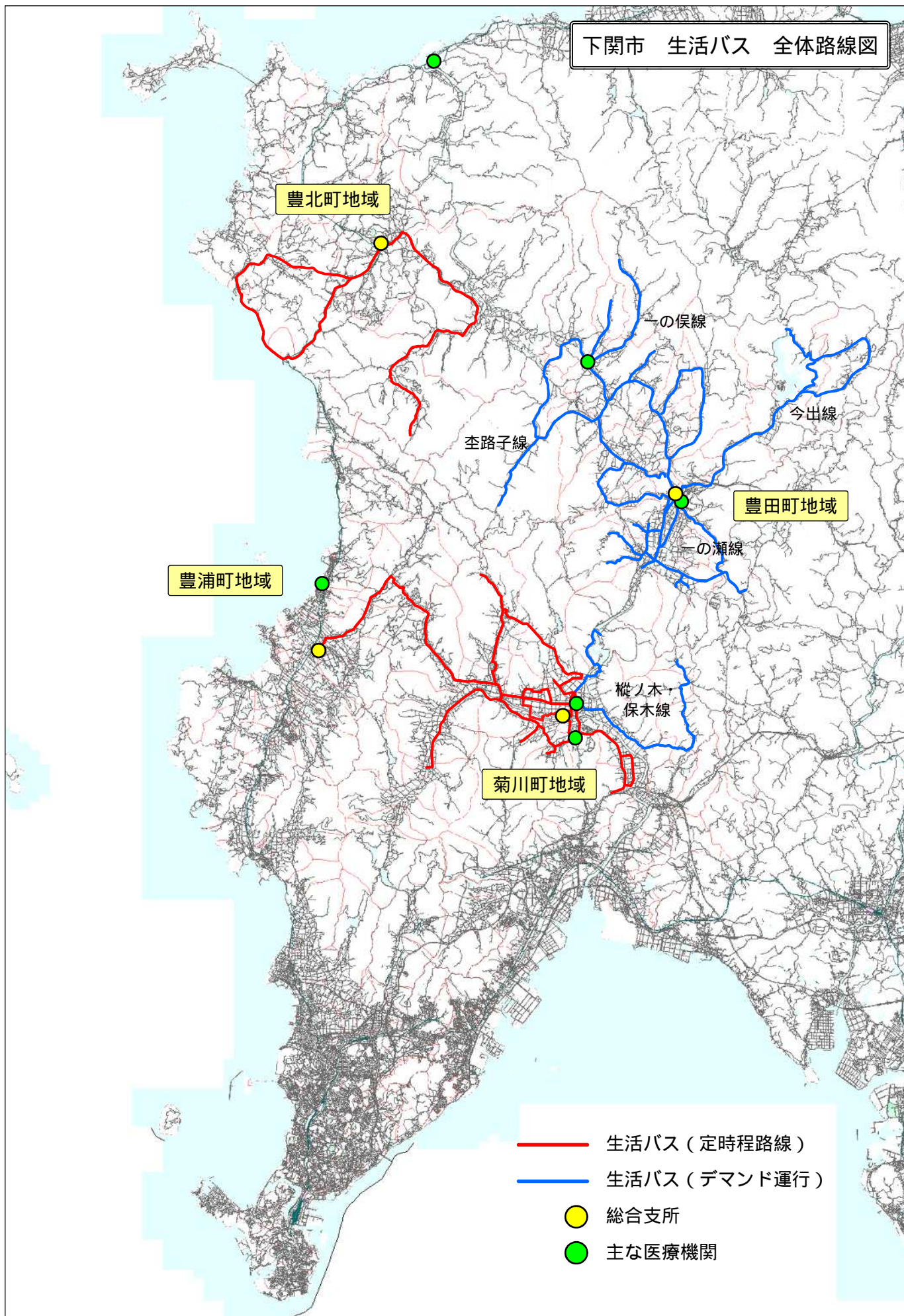
- 1.改善されれば利用したい 2.改善されても利用しない

〔改善意見〕

自由意見欄

ご協力ありがとうございました

下関市 生活バス 全体路線図



- 生活バス (定時程路線)
- 生活バス (デマンド運行)
- 総合支所
- 主な医療機関

下関市総合交通戦略(下関市地域公共交通網形成計画) 施策進捗管理シート



【平成30年(2018年)】

施策展開の方向性	施策	具体的な取組み	実施主体	進捗状況	実施期間										今年度の実施内容	次年度に実施すること
					短期(～3年)			中期(3～6年)			長期(6～10年)					
					1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年		
鉄道・路線バスを軸とした公共交通ネットワークの構築	施策 - 路線バス再編	1 バス路線の再編	交通事業者 下関市	計画	→										・「バス路線再編に関する基礎調査業務」を発注し、路線バスの乗降データの視覚化や、利用者へのヒアリング調査など、バス路線再編の大枠を検討する資料作成を行う。	・国の補助金を活用しながら業務発注を行い、再編実施計画を策定する。
				進捗	→											
	2 循環バス導入の検討	交通事業者 下関市	計画	→										・バス路線の再編と併せて検討する。	・バス事業者と協議し循環バスの導入が行える路線を再編実施計画に反映する。	
			進捗	→												
	施策 - 交通結節点の強化	1 乗換拠点の整備検討	交通事業者 下関市	計画	→										・バス路線の再編と併せて検討する。 ・バス乗換え拠点の検討に向けて官民連携基盤整備事業の説明会に参加した。	・乗換拠点の整備箇所を定め再編実施計画に反映する。
				進捗	→											
	2 乗換拠点や駅へのアクセス道路の整備	道路管理者	計画	→										・バス路線の再編と併せて検討する。	・乗換拠点の整備箇所を定め再編実施計画に反映するほか、駅へのアクセス道路の整備について道路管理者と協議する。	
			進捗	→												
	施策 - 公共交通の維持	1 路線バスの運行補助	国 山口県 下関市	計画	→										・サンデン交通、ブルーライン交通へ路線バスの運行費補助を実施する。	・継続して実施する。
				進捗	→											
施策 - バス走行環境の改善	1 バス専用/優先レーンの遵守	道路管理者 交通管理者	計画	→												
			進捗	→												
市民の暮らしを支える生活交通体系の構築	1 生活バスの運行	下関市	計画	→												
			進捗	→												
	2 コミュニティタクシーの支援(栗野地区等)	下関市	計画	→										・栗野地区のコミュニティタクシーはH30.5に廃止となった。	・新規導入地区の開拓に取り組む。	
			進捗	→												
	3 スクールバスの運行	下関市	計画	→												
			進捗	→												
	4 市町村運営有償運送(外出支援サービス)の実施	下関市	計画	→												
			進捗	→												
	5 離島航路の運行	下関市	計画	→												
			進捗	→												

下関市総合交通戦略(下関市地域公共交通網形成計画) 施策進捗管理シート



【平成30年(2018年)】

施策展開の方向性	施策	具体的な取組み	実施主体	進捗状況	実施期間										今年度の実施内容	次年度に実施すること		
					短期(～3年)			中期(3～6年)			長期(6～10年)							
					1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年				
市民の暮らしを支える生活交通体系の構築	施策 - 利用者の需要に応じた地域公共交通の導入	6 生活バス路線の再編	下関市	計画	→										・バス路線の再編と併せて検討する。	・再編する生活バス路線を定め再編実施計画に反映する。		
				進捗	→													
		7 地域公共交通の導入	地域住民 地域団体 下関市	計画	→										・地域公共交通の導入基準の作成・運用と併せて検討する。	・新規導入地区の開拓に取り組む。		
				進捗	→													
		8 地域公共交通の導入基準の作成・運用	下関市	計画	→										・地域公共交通の導入基準の作成に当たり、スクールバスの活用についても検討し、地域のニーズを把握するために地元意見交換会の開催を検討している。	・地域公共交通の導入基準を作成し周知を図り、新規導入地区の開拓に取り組む。		
				進捗	→													
		みんなが安全・安心かつ快適に外出できる交通環境の形成	施策 - 公共交通利用環境の改善	1 ホンステップバスの導入促進	交通事業者	計画	→											
						進捗	→											
2 バスロケーションシステムの導入検討	交通事業者			計画	→										・(サンデン)H30.4.16からバスロケーションシステムの運用が開始された。	継続して情報提供を行う。		
				進捗	→													
3 バス停の待合環境整備	地域団体 民間事業者 交通事業者 下関市			計画	→			→							・バス路線の再編と併せて検討する。 ・(サンデン)高磯バス停(下り)に上屋を設置した。	・バス停の待合環境の整備箇所を定め再編実施計画に反映する。		
				進捗	→													
4 バスのフリー乗降制度の導入検討	交通事業者 下関市			計画	→			→							・生活バスのアンケートに多くの意見があり、今後、具体的な路線の検討を行う予定である。	・導入可能な路線を検討し、道路管理者及び警察署(公安委員会)と協議し導入に向けて取り組む。		
				進捗	→													
5 交通系ICカードの導入検討	交通事業者			計画	→										・(サンデン)路線バスへの導入に向けて検討している。	・導入に向けて協議を継続する。		
				進捗	→													
6 路線バスサービスの向上	交通事業者			計画	→										・(サンデン)H30.10.1のダイヤ改正で、需要に応じたダイヤの見直しを行っている。	・バス事業者と協議し、新規路線の設定について再編実施計画に反映する。		
				進捗	→													
7 鉄道駅施設の改良促進	交通事業者 国 山口県 下関市			計画	→										・1月の利用者数が3,000人以上でバリアフリーの未整備駅におけるバリアフリー化について、鉄道事業者と協議を行い検討している。	・鉄道事業者と協議を継続する。		
				進捗	→													
8 新駅設置の検討	交通事業者 下関市			計画	→										・具体的な検討がなかった。	・市と交通事業者において必要に応じて導入条件等の検討を行う。		
				進捗														

下関市総合交通戦略(下関市地域公共交通網形成計画) 施策進捗管理シート



【平成30年(2018年)】

施策展開の方向性	施策	具体的な取組み	実施主体	進捗状況	実施期間										今年度の実施内容	次年度に実施すること	
					短期(～3年)			中期(3～6年)			長期(6～10年)						
					1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年			
みんなが安全・安心かつ快適に外出できる交通環境の形成	9	鉄道サービスの向上	交通事業者	計画	→										<ul style="list-style-type: none"> ・(JR)統合新設校の下関北高校に合わせたダイヤ改正や、市の行事(マラソン・花火大会等)において臨時列車等の運行がなされた。 ・(JR)今年3月のダイヤ改正において、新幹線からの接続時間短縮等を予定しており利便性の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の行事等において内容等を協議し臨時列車の運行等について検討する。 ・市や利用者の要望等を踏まえ利用状況に応じたダイヤ改正を検討する。 	
				進捗	→												
	10	タクシーサービスの向上	交通事業者	計画	→										<ul style="list-style-type: none"> ・(タクシー協会等)下関おもてなしタクシー認定研修を開催している。毎年30～40名の受講があり9割の合格者を認定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者により、継続して実施する。 	
				進捗	→												
	11	他分野と交通系ICカードの連携	地域団体 民間事業者 交通事業者	計画	→										<ul style="list-style-type: none"> ・交通系ICカードの導入と併せて検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通系ICカードの導入と併せて検討する。 	
				進捗	→												
	12	貨客混載のバス運行の導入検討	民間事業者 交通事業者 下関市	計画	→										<ul style="list-style-type: none"> ・(サンデン)H29.2より高速バス(福岡線)で小荷物輸送サービスを行っているが需要が少ない状況であるため、利用の拡大が図られるよう検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バス事業者と新たな小荷物輸送の取組を協議していくほか、生活バスにおいて、農家が道の駅に出荷する野菜等の輸送について検討する。 	
				進捗	→												
	施策 - 自転車利用環境の改善(サイクルタウン下関構想の更新)	1	駐輪場利用促進(駅前駐輪場の管理、下関駅周辺の放置自転車の取締り)	下関市	計画	→											
					進捗	→											
		2	サイクルシップによる利便性向上	交通事業者 下関市	計画	→										<ul style="list-style-type: none"> ・(関門汽船[下関])H30.11現在の下関・門司の自転車切符利用実績は、1809件で昨年と比べて約90%である。 ・利用促進に向けてホームページ等で周知を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者にて継続して実施する。
					進捗	→											
3		自転車走行空間の整備	道路管理者	計画	→										<ul style="list-style-type: none"> ・(道路河川建設課)自転車道等の整備箇所について検討を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者及び、市関係各所にて継続して検討を行う。 	
				進捗	→												
4		サイクリングロードマップの作成・配布	下関市	計画	→										<ul style="list-style-type: none"> ・下関駅の駐輪場の指定管理者であるブランドゥが「海峡サイクリングマップ」を作成しており、観光案内所や下関駅周辺のホテル等で配布している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者におけるマップの作成が継続予定であり、市はホームページへの掲載により利用の促進を図る。 	
				進捗	→												
5		駐輪場の新設・改築	下関市	計画	→										<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な検討がなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討を行う。 	
				進捗													
施策 - 歩行者環境の改善		1	歩道の整備、拡幅	道路管理者	計画	→										<ul style="list-style-type: none"> ・(道路河川建設課)市道椋野・伊倉線等、一部区間の歩道整備工事によりバス停のアクセスが向上した。 ・(山口県、サンデン)県道の交差点改良により高機能バス停へのアクセスが良くなり、サンデンにおいて上屋を設置し快適性を高めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者及び、市関係各所にて継続して実施する。
					進捗	→											
	2	ゾーン30の導入	交通管理者	計画	→										<ul style="list-style-type: none"> ・(警察署)具体的な検討がなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討を行う。 	
				進捗													

下関市総合交通戦略(下関市地域公共交通網形成計画) 施策進捗管理シート



【平成30年(2018年)】

施策展開の方向性	施策	具体的な取組み	実施主体	進捗状況	実施期間										今年度の実施内容	次年度に実施すること
					短期(～3年)			中期(3～6年)			長期(6～10年)					
					1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年		
みんなが安全・安心かつ快適に外出できる交通環境の形成	施策 - まちのにぎわい創出	1 レンタサイクルの利便性向上	民間事業者 山口県 下関市	計画	→										・市と民間事業者において7箇所を実施している。	・事業者及び、市関係各所にて継続して実施する。
				進捗	→											
		2 駅周辺でのイベントの開催	地域団体 民間事業者 交通事業者 下関市	計画	→										<ul style="list-style-type: none"> ・(地域団体)エキマチ下関推進協議会がランチタイムコンサートやマルシェ等を定期的に開催している。 ・(地域団体)安岡地区まちづくり協議会、よしみ商工振興会等の駅前イベントが開催された。 ・(JR)10月に幡生駅において鉄道ふれあいフェスタ、12月に梅ヶ峠駅において本州最西端駅のPRイベントが開催された。 ・山陰本線の利用促進として駅舎カード配布イベントを開催した。 	・継続して実施する。
	進捗			→												
	3 商店街(商業施設)と公共交通のタイアップ	地域団体 民間事業者 交通事業者 下関市	計画	→										<ul style="list-style-type: none"> ・(サンデン)H30.11～H31.2シーモール下関・下関大丸と共同企画(買物をされた方に100円乗車券を進呈)を行っている。 	商店街とのタイアップにより、公共交通利用者の一定需要が見込まれれば、継続して実施する。	
			進捗	→												
	施策 - 外出機会の促進	1 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示による公共交通の割引	交通事業者	計画	→											
				進捗	→											
		2 障害者福祉タクシー	下関市	計画	→											
進捗				→												
3 いきいきシルバー100		下関市	計画	→												
	進捗		→													
4 移動制約者に対する助成制度	交通事業者 下関市	計画	→													
		進捗	→													
5 生活バス1コイン化	下関市	計画	→										<ul style="list-style-type: none"> ・H30.4.2生活バス1コイン化(100円)の運行を開始した。 ・1コイン化後の反響や効果を確認するため、アンケート調査を実施した。 	・利用状況を注視しながら利用促進等に取り組む。		
		進捗	→													
施策 - 公共交通利用者負担の軽減	1 ひとり親家庭のJRの通勤定期乗車券割引制度	交通事業者 下関市	計画	→												
			進捗	→												
	2 離島住民の介護サービス利用者へ運賃助成	下関市	計画	→												
			進捗	→												
	3 運賃体系の検討や割引サービス拡大検討	交通事業者 下関市	計画	→										・バス路線の再編と併せて検討する。	・バス事業者と協議し、乗換拠点整備に伴う乗継の割引などの運賃設定について再編実施計画に反映する。	
			進捗	→												

下関市総合交通戦略(下関市地域公共交通網形成計画) 施策進捗管理シート



【平成30年(2018年)】

施策展開の方向性	施策	具体的な取組み	実施主体	進捗状況	実施期間										今年度の実施内容	次年度に実施すること
					短期(～3年)			中期(3～6年)			長期(6～10年)					
					1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年		
みんなが安全・安心かつ快適に外出できる交通環境の形成	施策 - 公共交通と連携した観光振興の促進	1 山陰本線を活用した利用促進	交通事業者 下関市	計画	→										・(観光政策課)10～11月の毎週土曜日に角島大橋や道の駅北浦街道豊北等を周遊する絶景バスツアーを実施した。好評であったため増便による対応を行った。 また、国の地方創生推進交付金を活用し門司港レトロ地区や下関地区の夜景景観を周遊する「関門海峡ぐるっと夜景バス」を10～3月まで90回程度運行する。 ・観光列車「のはなし」の利用促進とおもてなしの実施。	・継続して運行を行い、観光客誘致を推進していく。
				進捗	→											
		2 割引切符や企画切符の周知・拡充	交通事業者 下関市	計画	→											
				進捗	→											
		3 観光客に特化した移動支援	交通事業者 下関市	計画	→											
				進捗	→											
自動車依存から公共交通利用への転換を図るための活動の実施	施策 - 公共交通利用の促進	1 パーク&ライド、キス&ライドの推進	下関市	計画	→										・(JR)下関駅のパーク&ライドは、今年度11月末までの利用は50件で昨年比75%である。 ・(豊北総合支所)滝部駅のパーク&ライドは、1日あたり5台程度の利用がある。 ・キス&ライドは、各駅における送迎スペースが利用されている。 ・サイクル&レールライドは、鉄道駅周辺に整備された駐輪場を利用して行われており、本庁管内における駐輪場の稼働率は43%となっている。 ・サイクル&バスライドは、長府・王司・清末の国道等に駐輪場が設置されている。	・利用の促進を図り、継続して実施する。
				進捗	→											
		2 サイクル&レールライド、サイクル&バスライドの推進	下関市	計画	→											
				進捗	→											
	施策 - 環境負荷の低減	1 ノーマイカーデーの実施	下関市	計画	→										・低公害車仕様のノンステップバス1台を導入する。	・低公害車仕様のノンステップバス2台を導入する予定である。
				進捗	→											
		2 低公害車の導入促進	交通事業者	計画	→											
				進捗	→											
	施策 - 意識啓発イベントの実施	1 交通安全教育等の実施	地域団体 交通管理者 下関市	計画	→										・H30.4.22山口県、バス協会が実施する「やまぐちバス博」が長府ゆめタウンにおいて開催された。(サンデン) ・H30.11菊川文化産業祭で、バス・生活バスを展示。 ・H31.3はいからっと横丁でのバス展示予定。 ・(サンデン)小学生、高齢者、留学生等を対象にバスの乗り方教室を定期的実施している。	・イベントにおいて、公共交通の利用促進PRを継続する。 ・自治会単位等、新規のバスの乗り方教室の開催ができるように募集しており、継続してMMに取り組む。
				進捗	→											
		2 公共交通に関するイベントやキャンペーンの実施	地域団体 交通事業者 下関市	計画	→											
				進捗	→											
3 モビリティ・マネジメントの実施		地域住民 地域団体 民間事業者 交通事業者 下関市	計画	→												
			進捗	→												

下関市総合交通戦略(下関市地域公共交通網形成計画) 施策進捗管理シート



【平成30年(2018年)】

施策展開の方向性	施策	具体的な取組み	実施主体	進捗状況	実施期間										今年度の実施内容	次年度に実施すること		
					短期(～3年)			中期(3～6年)			長期(6～10年)							
					1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年				
自動車依存から公共交通利用への転換を図るための活動の実施	1	PR時刻表等の作成 (JR山陰本線、関門シティ)	下関市	計画	→													
				進捗	→													
	2	まちナビ下関の発信	下関市	計画	→													
				進捗	→													
	3	総合案内情報の発信検討	民間事業者 交通事業者 下関市	計画	→			→									<ul style="list-style-type: none"> デジタルサイネージを、城下町長府バス停、東駅バス停、小月駅バス停、山の田バス停に設置する。 西鉄バスと共同してパンフレットを作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して情報発信を行うほか、バスマップの作成に取り組む。
				進捗	→													
	4	インターネットにおける公共交通事業のPR	下関市	計画	→			→									<ul style="list-style-type: none"> 市のホームページにおいて生活バスサイトの更新や鉄道の利用促進関係のサイトを充実させた。また、広報公聴課等のFacebookを活用して広く周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 市などのホームページやSNSを活用したPRを充実させる。
				進捗	→													
	5	トータルナビ事業者との連携強化	交通事業者 下関市	計画	→			→				→					<ul style="list-style-type: none"> (サンデン)時刻検索は、「乗換案内」「Yahoo!乗換案内」「駅すばあと」対応済み 	<ul style="list-style-type: none"> さらにトータルナビとの連携を強化し充実させていく。
				進捗	→													
施策 - 公共交通ニーズの把握	1	市民へのアンケートの実施	下関市	計画	→			→							<ul style="list-style-type: none"> (企画課)毎年実施する市民実態調査において「公共交通の整備」についての評価を予定している。 H30.9生活バスのアンケート調査を実施した。 バス路線再編に関する基礎調査業務において、路線バスの利用者へヒアリング調査を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民実態調査の評価のほか、潜在需要が見込まれる自治会や、コミュニティ交通が導入可能な自治会等にアンケート調査を実施し、公共交通ニーズの把握に努める。 		
				進捗	→													

平成30年度 下関市地域公共交通会議（第5回）
議 事 録

平成31年1月10日（木）14：00～
下関市唐戸町4 - 1 カラトピア5階会議室

1 開会

- ・配布資料の確認
- ・新たに就任した委員の紹介

2 会長挨拶

- ・会長挨拶
- ・出席人数と会議成立の報告
- ・議事録署名人の決定
- ・議事進行の説明

3 議事

事務局が本日の審議事項（1）「平成30年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価」について説明。

事務局：

今回審議いただく事業評価の対象路線は、下関市生活バスの中でも予約型として運行している、豊田地域4路線、菊川地域1路線の計5路線、又、今年度5月末日で廃止となった豊北町の「栗野地区コミュニティタクシー」である。

国への提出資料は、「別添1」、「別添1 - 2」、「別添2」の3種類になる。

「別添1」には、補助対象事業者、事業概要、前回の事業評価結果の反映状況、事業実施の適切性、目標・効果達成状況、事業の今後の改善点、を記載している。これらの評価基準については、目標を達成した場合を「A」、目標値の7割を達成した場合を「B」、それら以外を「C」として判定している。

事業実施の適切性については、計画どおりに適切に実施されたということで「A」判定、栗野地区コミュニティタクシーについては、計画期間途中にて事業が廃止となったため、「C」としている。

「別添1 - 2」には、協議会名、評価対象事業名、地域の交通の目指す姿を記載している。

「別添2」には、事業の概要、定量的な目標・効果及び達成状況、実施した利用促進策、事業の今後の改善点などを記載している。

豊田総合支所：

豊田地域は、空路子線、一の俣線、今出線、一の瀬線の4路線を、デマンド方式で運行しており、運行回数は各路線1日3便となっている。豊田地域内の2社のタクシー事業者に委託して運行している。

4路線とも事業は計画どおり適切に実施された。

目標及び効果の達成状況については、目標利用者数2,400人に対して1,985人の利用者数となっており、目標達成率は82.7%という結果になった。目標が達成できなかった理由として、自然減による利用者の実人員の減少に加え、一人当たりの利用回数の減少が挙げられる。平成29年10月から平成30年3月の期間においての利用者数は、対前年比で約25%の減少となっている。

しかし、利用料金100円化後の平成30年4月～9月の期間の利用者数は、対前年比で15.5%ほど増加している。利用料金の100円化により、全体として実利用者数、利用回数ともに増加傾向であるが、頻繁に利用されていた方が入院等により利用されなくなると、減少に転じる路線もある状況である。

利用促進策として、自治会を通じて利用料金100円化のチラシを回覧し、高齢者の利用が多いことから、敬老会会場でのPR活動を行った。

アンケート調査の結果、現在は車の運転が可能であるため、運転できなくなった際は利用したいという意見が多くあったが、車を運転できなくなった時点で、介助なしでバスを乗り降りするが難しくなっている場合が多く、運転免許証の返納者が生活バスの新規利用者につながらないという課題がある。

今後の取り組みとして、自治会へのチラシ回覧やイベント時のPR活動を継続して行う。また、アンケート調査の結果から、利用しやすい運行ダイヤ等について検討を行いたい。

菊川総合支所：

菊川地区の路線数は全部で7路線あり、うち1路線の縦ノ木・保木線を1日4便のデマンド方式で運行している。

事業については、適切に実施された。

目標・効果達成状況については、目標利用者数14,450人に対し、利用者数は13,459人であり、目標達成率は93.1%と、目標を達成できなかった。前年の利用者数13,918人と比べても減少している。

ただし、利用料金100円化後の平成30年4月から平成30年9月までの利用者数については6,985人となっており、昨年度同時期の6,766人に比べ、3.2%の増加となっている。

実施した利用促進策としては、5月に時刻表、7月に利用促進のチラシを、自治会を通じて配布し、11月の菊川文化産業祭にてバス教室を開催する等、新規利用者の確保を図った。

今後の改善点として、自治会へのチラシ配布、イベント時の啓蒙活動や利用者の意見聴取を行い、さらなる利用促進と利用しやすい運行について委託業者とも協議しながら検討していく。

豊北総合支所：

豊北地区では、平成 18 年のスーパーや金融機関の相次ぐ撤退による日常生活への影響等から、地域住民の交通手段を確保するべく、栗野地区振興協議会が主体となり、平成 21 年度から栗野地区コミュニティタクシー事業が開始された。自治会長や民生委員等の協力の元、利用促進に向け毎年積極的に取り組まれていたが、運営にかかる自主財源の確保が困難となってきたことや、昨年実施された、栗野地区全戸を対象とした聞き取り調査の結果、継続を望む意見が少数であったため、平成 30 年 3 月末にコミュニティタクシーの運行を終了することが決定された。

事業評価については、実際に運行を行った平成 29 年 10 月から平成 30 年 3 月までの半年間を元に行う。

事業そのものが廃止となっており、「本事業の適切な実施がなされておらず、目標も達成できていない」状況であるため、事業実施の適切性及び目標・効果の達成状況については、いずれも「C」として判断した。

ただし、利用人数については平成 29 年 10 月から平成 30 年 3 月までの半年間で 160 人が利用されており、当該事業における年間目標利用人数は 320 人であった。半年間の実績から見ると、数値の上では目標を達成する見込みであったものと考えられ、このことは栗野地区振興協議会をはじめ多くの地元関係者が、当該事業に対し、最後まで努力された成果だと感じている。

A 委員：

豊田地域の平成 30 年度の実績と言うのは、どの期間のものか。

豊田総合支所：

平成 29 年 10 月から平成 30 年 9 月までの実績となっている。

B 委員：

実績の運行回数を教えていただきたい。

<資料無し> 別添資料のとおり。

実際の予約回数が 3 割を切ると、フィーダー補助の対象外となることも「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」にあるため、今後はその回数についても記載すると良い。

C委員：

豊田地区での、免許返納が生活バスの利用につながらなかったといった事について判明した経緯を教えてください。

豊田総合支所：

アンケートでは「免許を返納した際には生活バスを使いたい」という意見が多くある中で、窓口での自主返納された方への聞き取りでは、「乗り降りに介助が必要であるため、生活バスの利用は難しい」との回答であった。

C委員：

警察においても免許証自主返納の促進に取り組んでおり、生活バス等の利用を推進して行きたいと考えている。

D委員：

豊北コミュニティタクシーの廃止を協議した際、地域の方々にご不便のないように配慮をお願いしたが、その後何かあったか。

豊北総合支所：

栗野地区振興協議会、自治会、民生委員等に話を伺ったが、コミュニティタクシー廃止に伴うご相談やご意見は今のところないとの事であった。そのためコミュニティタクシーに代わる事業については考えていないが、地元からの要望等があれば検討いたしたい。

会 長：

免許返納については、警察と連携等により、情報収集及びその対策について検討いただきたい。

平成30年度「地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価」について承認ということによろしいか。よろしければ、拍手をもってご承認願う。

<拍手>

事務局が、議事2「下関市総合交通戦略(下関市地域公共交通網形成計画)の進捗管理」について説明。

会 長：

「下関市総合交通戦略(下関市地域公共交通網形成計画)」の施策の進捗と、来年度の方向性について、進捗管理に生かすため、この場に限らず、是非色々な観点からご意見をいただきたい。

4 今後の流れについて

事務局が今後の流れについて説明。

事務局：

当会議の今後の予定としては、平成 31 年度 6 月ごろ、「地域内フィーダー系統確保維持計画」と、「下関市総合交通戦略(下関市地域公共交通網形成計画)」について、1 年間の実施状況を報告する予定としている。また、新たにご審議をお願いする案件が出てきた場合、その都度ご連絡させていただきたいと考えている。

(1) 記載要領

1. 乗合バス事業者の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
3. 補助対象期間中の一般乗合旅客自動車運送事業(自家用有償旅客運送)と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分については、原則として、自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について(昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号)によること。
4. 「補助対象期間の損益状況」については、消費税相当額を控除した額を記載すること。
5. 「補助ブロック名」は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
6. 「地域キロ当たり標準経常費用」は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
7. キロ当たり補助対象経常費用の計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
8. 申請番号は、事業者及び系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
9. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「」を記載する。
10. 「計画運行回数」については、大臣に認定された生活交通確保維持改善計画に記載された回数を転載すること。
11. 「実績運行回数」については、補助対象期間中に運行した回数を記載すること。
12. 「運休回数」については、計画運行回数のうち、補助対象期間中に運休した回数を記載すること。
13. 「運休回数のうち1条2項ただし書によりやむを得ないとして大臣が認めた回数」については、補助対象期間中に運休した回数のうち、天災その他やむを得ない事情がある場合による回数を記載すること。
14. 「運行割合」は、小数点第2位(第3位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
15. 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
16. 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」については、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分のキロ程は記載しないこと。
17. 「補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のキロ程の比率」は、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
18. 「実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
19. 「補助対象経常費用」は、円未満の端数を切り捨てること。
20. 「補助対象系統の経常収益」については、補助対象期間における各補助対象系統の経常収益の実績額を記載すること。
21. 「補助対象経費」については、(カ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
22. 「補助対象経費の1/2」については、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
23. 「国庫補助上限額」については、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者の系統ごとに按分した額を記載することとし、千円未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」又は自家用有償旅客運送の損益明細表。
2. 様式第1-5の運行系統別輸送実績。

地域公共交通確保維持改善事業実施要領【一部抜粋】

2. 地域公共交通確保維持事業について

(1) 陸上交通に係る確保維持事業

地域内フィーダー系統に係る確保維持改善計画に記載された補助対象期間中の計画運行回数と実績運行回数に著しく乖離が生じた場合等における補助金交付申請の取り扱いについて

ア．路線型（路線定期運行又は路線不定期運行）については、確保維持改善計画に記載された補助対象期間中の計画運行回数に対する実績運行回数の運行割合が30%に満たなかった系統については、補助金交付申請の対象外とする。